

福島県農業振興公社就農支援センター農業次世代人材投資資金
(準備型) 交付業務規程の一部改正について

1 改正の趣旨

国実施要綱の改正に併せ、福島県農業次世代人材投資事業実施要領（3農支第839号令和3年5月21日付け）の一部改正及び福島県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要領（3農支第840号令和3年5月21日付け）の一部改正、農業次世代人材投資事業（準備型）等における研修機関等認定要領及び福島県就農促進に向けた研修機関審査要領（2農支第643号令和2年5月14日付け）の制定にともない、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 第2条（交付の要件）

ア 認定研修機関のうち、別個にあった福島県農業総合センター農業短期大学校と果樹研究所を認定要領等に合わせ一本化し、福島県農業総合センター（農業短期大学校、果樹研究所等）とする。

イ 要件のひとつであった「青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）」への加入が、要件から削除されたため削除。

(2) 第8条（交付の中止・休止）

病気などのやむを得ない理由により研修を休止する期間は、原則1年以内とする。また、妊娠・出産により研修を休止する場合は、1度につき最長1年から最長3年に延長されたため修正。

(3) 第15条（サポート体制の構築）

研修終了後、円滑に就農でき、定着できるよう関係機関によるサポート体制を構築し、サポートするとともに、サポート体制について公表することを追加。

(4) 第16条（就職氷河期世代の新規就農促進事業）

令和3年度も令和2年度補正事業として継続実施する。

ただし、親元研修制度は廃止されたため、関係事項を削除。

(5) 様式関係

(1)～(4)の改正及び各種提出書類の「押印廃止」にともない、様式第1号～様式第20号について「印」表示を削除するとともに、所要の修正を行った。

3 施行期日

令和3年5月21日とし、令和3年度事業から適用する。